

国立大学法人北海道大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当該役員の担当業務に係る実績とその評価、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を総合的に勘案して報酬に反映させるべく、国立大学法人北海道大学役員給与規程において、役員に支給される期末特別手当の額は、その者の役員としての業績に応じ、これを増額し、又は減額することができることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長

（ 遠方からも様々な人材を確保しやすくするため、平成19年4月1日から広域異動手当を新設した。（国立大学法人法第35条の規定により準用される独立行政法人法第52条第3項の規定を踏まえ、国家公務員の給与その他の事情を考慮し、見直しを行ったもの。）

理事

（ 法人の長の改定内容と同じ

理事(非常勤)

（ 該当者なし

監事

（ 法人の長の改定内容と同じ

監事(非常勤)

（ 改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 1,350	千円 1,297	千円 0	千円 39 (地域手当) 14 (通勤手当)		4月30日	
法人の長	千円 19,882	千円 13,321	千円 6,028	千円 400 (地域手当) 133 (寒冷地手当)	5月1日		
A理事	千円 1,020	千円 988	千円 0	千円 30 (地域手当) 2 (通勤手当)		4月30日	
B理事	千円 1,024	千円 988	千円 0	千円 30 (地域手当) 6 (通勤手当)		4月30日	
C理事	千円 16,121	千円 11,130	千円 4,590	千円 334 (地域手当) 67 (寒冷地手当)			
D理事	千円 14,828	千円 10,116	千円 4,197	千円 303 (地域手当) 79 (通勤手当) 133 (寒冷地手当)			
E理事	千円 16,228	千円 11,064	千円 4,590	千円 332 (地域手当) 109 (通勤手当) 133 (寒冷地手当)	4月1日		
F理事	千円 16,747	千円 11,064	千円 4,590	千円 332 (地域手当) 65 (寒冷地手当) 696 (単身赴任手当)			

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
G理事	千円 15,610	千円 9,408	千円 4,218	千円 1,223 (地域手当) 65 (寒冷地手当) 696 (単身赴任手当)	4月1日		
H理事	千円 12,963	千円 8,624	千円 3,903	千円 258 (地域手当) 45 (通勤手当) 133 (寒冷地手当)	5月1日		
I理事	千円 12,963	千円 8,624	千円 3,903	千円 258 (地域手当) 45 (通勤手当) 133 (寒冷地手当)	5月1日		
A 監事	千円 12,738	千円 8,736	千円 3,624	千円 262 (地域手当) 49 (通勤手当) 67 (寒冷地手当)		3月31日	
B 監事 (非常勤)	千円 2,904	千円 2,904	千円 0	千円 0		3月31日	

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:前職欄の「 」は独立行政法人等の退職者であることを、「 」は役員出向者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長	5,998	3	1	H19.4.30	-	在職期間の業務運営等に関する評価について、経営協議会に諮った結果、業績評価を標準(1.0)とし、役員退職手当規程によりその支給額を増減しないことに決定した。	
理事	(57,299) 4,569	(34 3)	(1 1)	H19.4.30	-	同上	
監事	4,368	4	0	H20.3.31	-	同上	

注1:理事については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

注2:前職欄の「 」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

運営費交付金の積算ルール、効率化係数による影響等を勘案しつつ、教育・研究ニーズに沿った柔軟な人員配置を行うとともに、事務の簡素化、合理化やアウトソーシング等により人件費総額の削減に努めている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当法人は、運営費の大部分を国からの交付金によっていることから、国民の理解が得られるよう、社会一般の情勢に適合した適正な給与水準とすることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、勤務の実態に則した職員の勤務成績を考慮している。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
基本給月額 (昇給)	職員が、昇給日(1月1日)前1年間の全部を良好な成績で勤務したときは4号俸(教授、部長等は3号俸、55歳以上の職員はそれぞれ2号俸)上位の号俸とすることを標準として、5段階の昇給区分(号俸数)により、その勤務成績に応じて昇給させることができる。
基本給月額 (昇格)	教員:昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に昇格させることができる。 教員以外:勤務成績が良好な職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- 1 基本給表の適用の改正(平成19年4月1日実施)
指定職基本給表の適用を受ける者の中から部局長を除く改正(教育職基本給表を適用し管理職手当を支給)・改正に伴う経過措置
平成19年3月31日から引き続き任期を有する部局長については、当該任期の末日までは、指定職基本給表を適用
- 2 基本給月額の改正(平成19年4月1日実施)
指定職基本給表及び特定職基本給表を除く各基本給表の基本給月額について、初任給を中心に若年層に限定した引き上げ
- 3 基本給の調整額に係る調整基本額等の改正(平成19年4月1日実施)
基本給月額を引き上げとの整合性を確保するために調整基本額を引き上げ
大学院を担当する教員のうち、主任指導を行う場合に適用される調整数3を廃止
学校教育法の一部改正に伴い新設された職である助教が大学院において講義、実習等を2単位以上担当する場合に調整数2を適用
- 4 管理職手当の改正(平成19年4月1日実施)
管理職員の職務・職責を適切に反映できるように定率制から定額制に改正
- 5 扶養手当の改正(平成19年4月1日実施)
配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,000円から6,500円に引き上げ
- 6 地域手当の異動保障の改正(平成19年4月1日実施)
円滑な人事異動及び有為な人材を確保しやすくするために、地域手当の支給率の高い地域から低い地域又は支給地域外へ異動した場合は、異動日から3年を経過するまでの間、異動前の支給割合を支給
- 7 広域異動手当の新設(平成19年4月1日実施)
遠方からも様々な人材を確保しやすくするために、異動日から3年を経過するまでの間、異動前後の勤務箇所間の距離区分に応じて支給する手当を新設(地域手当が支給される場合は、地域手当の支給割合を上回る分を広域異動手当として支給)
・支給割合:60km以上300km未満 3%, 300km以上 6%
- 8 寒冷地手当の経過措置額の改正(平成19年11月1日実施)
昨今の地域事情を考慮し、平成19年度から平成21年度までの経過措置額は、平成18年度支給額を基礎に同額と経過措置後の額との差額について、各年度毎に25%ずつ減額
- 9 勤勉手当の額の総額に関する改正(平成19年12月1日実施)
勤勉手当の額の総額について、その支給限度となる額の総額の算出に用いる割合を2.5%引き上げ(平成19年12月期は経過措置あり)
- 10 期末特別手当の額に関する改正(平成19年12月1日実施)
特定職基本給表の適用を受ける者に係る期末特別手当の額の算出に際し、基礎額に乗じる割合を5%引き上げ

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 3,473	歳 44.3	千円 7,389	千円 5,340	千円 76	千円 2,049
事務・技術	人 929	歳 42.4	千円 5,726	千円 4,199	千円 84	千円 1,527
教育職種 (大学教員)	人 1,854	歳 47.7	千円 9,007	千円 6,454	千円 76	千円 2,553
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 481	歳 35.4	千円 4,984	千円 3,673	千円 63	千円 1,311
技能・労務職種	人 19	歳 52.1	千円 5,521	千円 4,057	千円 104	千円 1,464
海事職種	人 19	歳 50.1	千円 8,377	千円 6,034	千円 0	千円 2,343
海技職種	人 26	歳 40.8	千円 5,597	千円 4,096	千円 0	千円 1,501
医療職種 (病院医療技術職員)	人 128	歳 40.1	千円 5,512	千円 4,054	千円 102	千円 1,458
その他医療職種 (医療技術職員)	人 10	歳 45.8	千円 5,568	千円 4,078	千円 65	千円 1,490
その他医療職種 (看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
指定職種	人 3	歳 61.8	千円 13,869	千円 9,966	千円 85	千円 3,903
特定職種(専門職大学院実務家教員等)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 25	歳 61.7	千円 2,298	千円 2,298	千円 138	千円 0
事務・技術	人 25	歳 61.7	千円 2,298	千円 2,298	千円 138	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	182	40.8	4,105	3,080	87	1,025
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	79	41.6	3,352	2,526	105	826
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	35	38.8	5,946	4,445	43	1,501
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	20	27.3	3,850	2,890	53	960
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	31	51.2	3,791	2,849	97	942
教育職種 (外国人教師等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	37.3	6,919	5,077	35	1,842
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	30.7	3,732	2,841	176	891
福祉系職種 (保育園職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	8	43.3	4,153	3,092	111	1,061

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、用務員等の業務を行う職種を示す。

注3: 「海事職種」とは、船舶の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。

注4: 「海技職種」とは、船舶の乗組員の業務を行う職種を示す。

注5: 「指定職種」とは、教育研究組織の長等の特に指定された重要な業務を行う職種を示す。

注6: 「特定職種(専門職大学院実務家教員等)」とは、法科大学院における高度な実務経験を有する教員、高度な専門的知識・経験に基づき特定の業務を行う職種を示す。

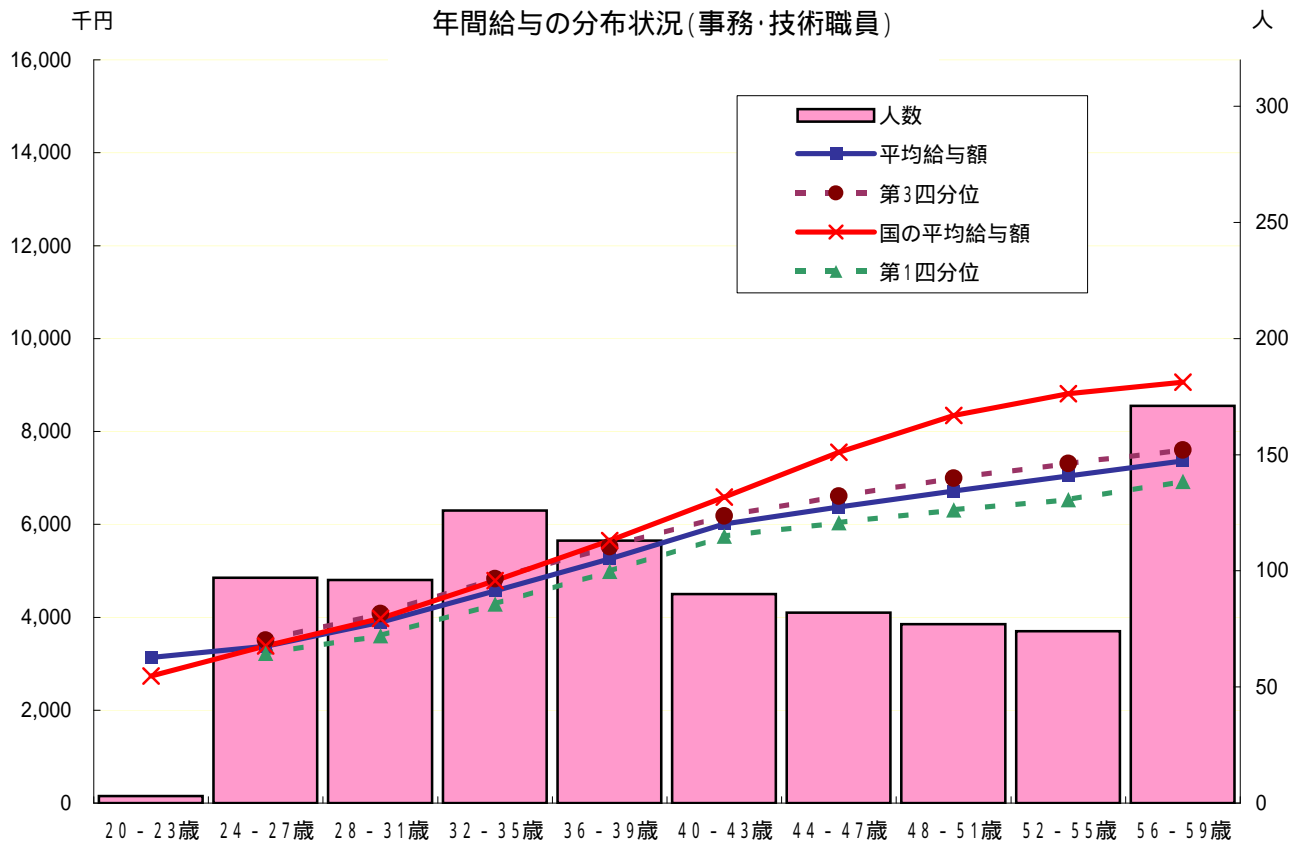
注7: 常勤職員のその他の医療職種(看護師)、特定職種(専門職大学院実務家教員等)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

{年俸制適用者}

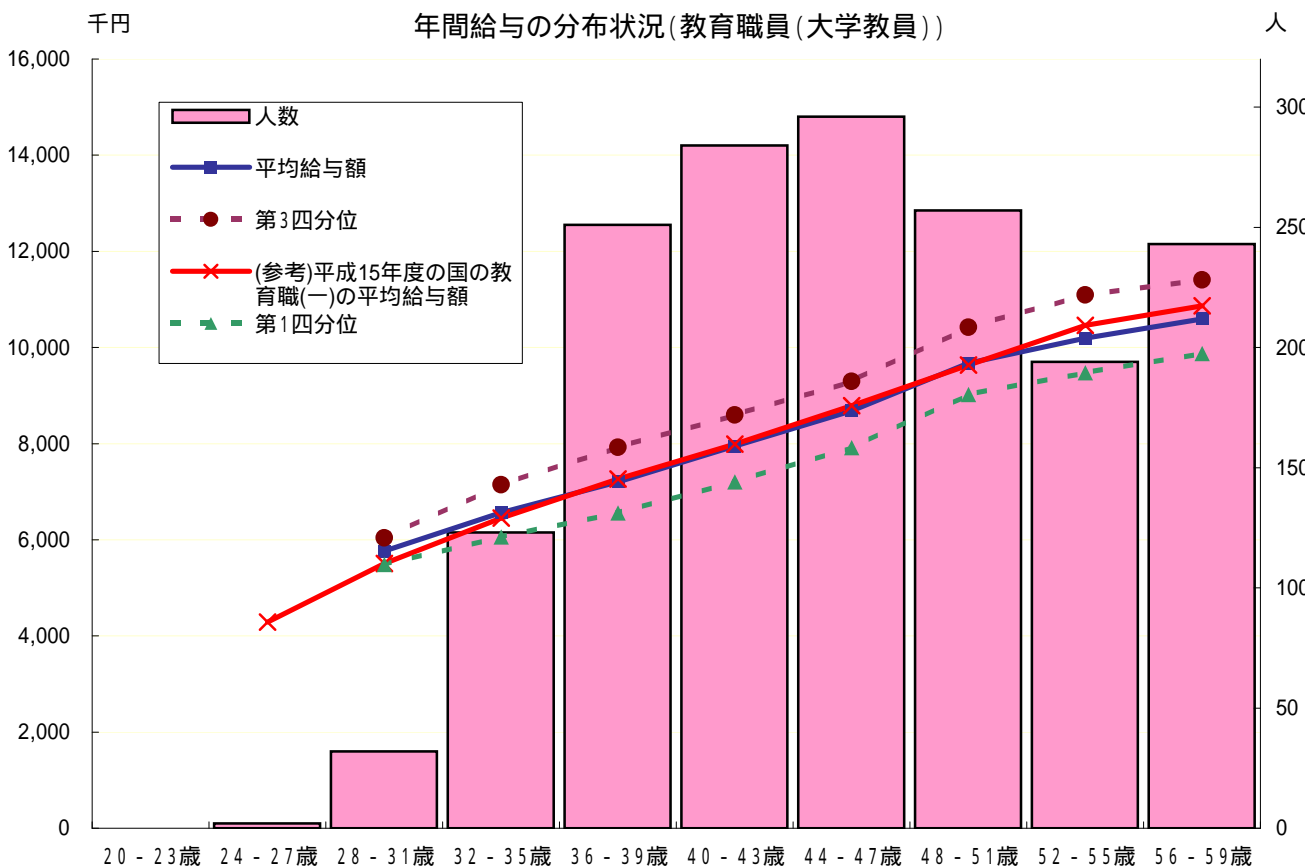
区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	82	40.4	6,392	6,392	54	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	82	40.4	6,392	6,392	54	0
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

注: 常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

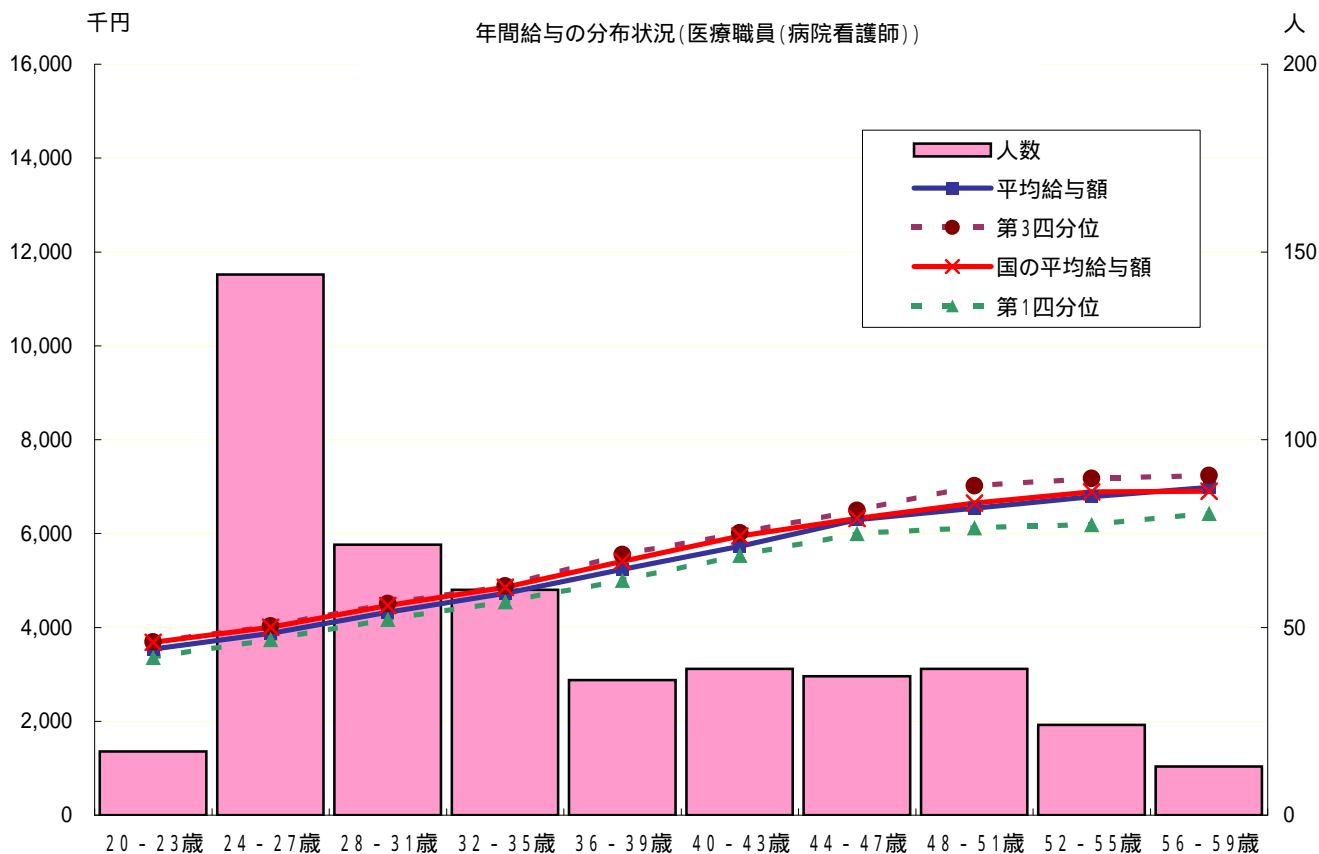
年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)



注: 年齢20～23歳の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の「第3四分位」及び「第1四分位」については表示していない。



注: 年齢24～27歳の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。



注： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・部長	8	57.1	8,799	9,994	11,029		
・課長	42	56.0	8,156	8,565	9,114		
・課長補佐	88	55.8	7,039	7,233	7,456		
・係長	349	47.0	5,863	6,301	6,805		
・主任	162	40.9	4,682	5,257	5,883		
・係員	280	31.0	3,436	3,980	4,327		

注：「課長」には相当職である「室長」及び「事務長」を、「課長補佐」には相当職である「室長補佐」及び「事務長補佐」を含む。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・教授	701	54.5	10,183	10,807	11,360		
・准教授	577	45.0	8,081	8,592	9,181		
・講師	100	45.5	7,504	8,145	8,715		
・助教	444	40.7	6,329	6,771	7,217		
・助手	22	50.6	6,479	6,784	7,196		
・教務職員	10	45.2	4,979	5,470	5,970		

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・看護部長	1		-		-
・副看護部長	5	56.3	8,032	8,020	8,249
・看護師長	31	49.7	6,556	6,896	7,197
・副看護師長	77	44.6	5,650	6,064	6,546
・看護師	366	31.8	3,869	4,462	4,827
・准看護師	1		-		-

注:「看護師」には、「助産師」を含む。

なお、「看護部長」及び「准看護師」の該当者は、それぞれ1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「人員」以外は記載していない。

職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級
標準的な職位		事務局長	事務局長	部長	部長	部長 課長	課長 課長補佐	課長補佐 係長
人員 (割合)	929	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)	2 (0.2%)	21 (2.3%)	49 (5.3%)	131 (14.1%)
年齢(最高 ~最低)						59 43	59 41	59 45
所定内給 与年額(最高 ~最低)						7,714 6,272	6,905 4,941	5,948 4,560
年間給与 額(最高 ~最低)						10,169 8,426	9,139 7,034	8,183 6,263

区分	計	3級	2級	1級
標準的な職位		係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)		415 (44.7%)	201 (21.6%)	108 (11.6%)
年齢(最高 ~最低)		59 34	41 27	57 22
所定内給 与年額(最高 ~最低)		5,462 3,058	3,847 2,475	3,139 2,166
年間給与 額(最高 ~最低)		7,305 4,150	5,079 3,405	4,234 2,910

注:8級及び7級における該当者がそれぞれ2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「人数(割合)」以外は記載していない。

(教育職員(大学職員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教・助手	教務職員
人員 (割合)	1,854	700 (37.8%)	575 (31.0%)	102 (5.5%)	467 (25.2%)	10 (0.5%)
年齢(最高 ~最低)		62 39	62 31	62 30	62 27	59 30
所定内給 与年額(最高 -最低)		11,305 5,526	7,622 4,341	6,792 4,428	6,574 3,157	4,687 3,492
年間給与 額(最高 -最低)		15,343 7,729	10,355 6,010	9,317 6,092	8,717 4,242	6,510 4,644

(医療職員(病院看護師))

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		看護部長	看護部長	副看護部長	看護師長	副看護師長	看護師	准看護師
人員 (割合)	481	0 (0.0%)	1 (0.2%)	5 (1.0%)	31 (6.4%)	77 (16.0%)	366 (76.1%)	1 (0.2%)
年齢(最高 ~最低)		、	、	59 54	59 39	58 31	59 23	、
所定内給 与年額(最高 -最低)		、	、	6,466 4,921	5,500 4,058	5,224 3,482	4,901 2,456	、
年間給与 額(最高 -最低)		、	、	8,644 7,078	7,718 5,777	7,186 4,622	6,808 3,344	、

注:6級及び1級における該当者がそれぞれ1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「人数(割合)」以外は記載していない。

賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.1%	67.1%	66.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.9%	32.9%	33.8%
	最高~最低	45.2~31.6%	44.1~29.9%	44.6~31.4%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.9%	67.3%	66.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.1%	32.7%	33.3%
	最高~最低	39.4~30.6%	39.0~28.8%	39.2~29.6%

(教育職員(大学職員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.8	% 63.8	% 63.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.2	% 36.2	% 36.7
	最高～最低	% 47.2～32.1	% 46.1～30.6	% 44.6～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.0	% 67.4	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.0	% 32.6	% 33.3
	最高～最低	% 39.4～31.3	% 39.0～29.5	% 39.2～30.4

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 67.0	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.1	% 33.0	% 33.5
	最高～最低	% 36.4～33.6	% 39.0～31.8	% 37.8～32.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.2	% 66.2	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.8	% 33.8	% 34.3
	最高～最低	% 39.4～31.5	% 39.0～29.7	% 39.2～30.6

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

87.1
99.8

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

99.1

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三))
対他の国立大学法人等

97.5
101.5

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をも一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 87.1	
	参考	地域勘案 91.7
		学歴勘案 86.8
	地域・学歴勘案 91.5	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 53% (国からの財政支出額 48,310百万円、支出予算の総額 90,758百万円： 平成19年度予算)</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上、支出予算の総額に占める国からの 財政支出の割合は50%以上ではあるが、対国家公務員の指数について検 証した結果、社会一般の情勢に適合しているものと考えている。</p>	
講ずる措置	職員の給与水準については、引き続き社会一般の情勢に適合したものとなるよう努める。	

医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 97.5	
	参考	地域勘案 96.0
		学歴勘案 97.2
	地域・学歴勘案 96.9	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 53% (国からの財政支出額 48,310百万円、支出予算の総額 90,758百万円： 平成19年度予算)</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上、支出予算の総額に占める国からの 財政支出の割合は50%以上ではあるが、対国家公務員の指数について検 証した結果、社会一般の情勢に適合しているものと考えている。</p>	
講ずる措置	職員の給与水準については、引き続き社会一般の情勢に適合したものとなるよう努める。	

・教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標

99.0

総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 30,187,235	千円 30,714,961	千円 (%) 527,726 (1.7)	千円 (%) 1,300,774 (4.1)
退職手当支給額 (B)	千円 3,853,748	千円 3,896,942	千円 (%) 43,194 (1.1)	千円 (%) 400,578 (9.4)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 8,487,817	千円 7,644,217	千円 (%) 843,600 (11.0)	千円 (%) 2,512,318 (42.0)
福利厚生費 (D)	千円 4,485,984	千円 4,650,599	千円 (%) 164,615 (3.5)	千円 (%) 25,655 (0.6)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 47,014,784	千円 46,906,719	千円 (%) 108,065 (0.2)	千円 (%) 836,621 (1.8)

注1: 「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2: 「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

)給与、報酬等支給総額の対前年度比が 1.7%になった要因

- ・前年度(平成18年度)末の定年等退職者の後任者が若い年齢層及び嘱託職員になったことに伴う給与支給額の減少並びに人員削減による職員数の減少

)最広義人件費の対前年度比が+0.2%となった要因

- ・病院の増収策として7対1看護を実施するための看護師の増員に伴う給与支給額及び法定福利費の増加
- ・受託研究費、寄附金等を財源とする非常勤職員の増加に伴う給与支給額及び法定福利費の増加
- ・派遣職員の増加に伴う派遣費用の増加

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取り組みの状況

)主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取り組みに関する事項

- ・中長期展望の下に、柔軟な教員編成システムを確立し、助手及び技術職員等の職種の在り方についての見直しを行うとともに、上記重要方針において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取り組みを行う。

)法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

- ・総人件費改革を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
- ・平成18年度に国家公務員の給与構造改革と同様に、全基本給表の見直し、昇給制度等の見直しを行った。

)人件費削減の取組の進ちょく状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度
給与、報酬等支給総額(千円)	32,303,048	30,714,961	30,187,235
人件費削減率(%)		4.9%	6.5%
人件費削減率(補正值)(%)		4.9%	7.2%

注1: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率は、それぞれ0%、0.7%である。

注2: 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

法人が必要と認める事項

特になし